

徳島県告示第二十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、石井町長、美馬市長、藍住町長及び上板町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和元年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 石井町に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称

石井町

2 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年年度

3 成果の名称

名西郡石井町藍畑字高畑の一部（藍畑六地区）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

名西郡石井町藍畑字高畑の一部（藍畑六地区）

5 認証年月日

令和元年五月七日

二 美馬市に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称

美馬市

2 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年年度

3 成果の名称

美馬市木屋平字木中の全部及び字二戸の一部（木屋平二十二地区）

の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

美馬市木屋平字木中の全部及び字二戸の一部（木屋平二十二地区）

5 認証年月日

令和元年五月七日

三 藍住町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

藍住町

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年年度

(三) 成果の名称

板野郡藍住町奥野字東中須の一部（東中須二地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

板野郡藍住町奥野字東中須の一部（東中須二地区）

(五) 認証年月日

令和元年五月七日

- 2 (一) 調査を行った者の名称  
藍住町
  - (二) 調査を行った時期  
平成二十八年度及び平成二十九年  
度
  - (三) 成果の名称  
板野郡藍住町奥野字乾の一部(乾一地区)の地籍図及び地籍簿
  - (四) 調査を行った地域  
板野郡藍住町奥野字乾の一部(乾一地区)
  - (五) 認証年月日  
令和元年五月七日
- 四 上板町に係る地籍調査
- 1 調査を行った者の名称  
上板町
  - 2 調査を行った時期  
平成二十九年度及び平成三十年  
度
  - 3 成果の名称  
板野郡上板町西分字サビ、字滝ノ宮西及び字祝谷(上板十六)の地籍図及び地籍簿
  - 4 調査を行った地域  
板野郡上板町西分字サビ、字滝ノ宮西及び字祝谷(上板十六)
  - 5 認証年月日  
令和元年五月七日